

# 平成 29 年度

## 第 1 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 4 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 会長専決処分 (職員の異動) の承認について

(追加議案) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (案) について

議案 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 3 農用地利用集積計画 (平成 29 年 5 月 1 日公告) の決定について

(追加議案) 農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について

議案 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

議案 6 平成 29 年度標準農作業料金の決定について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三		○	28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良		○	31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬		○
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明		○
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	森末 博雄	○	
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	小笠原圭二	○	
(西城出張所)				主任	長谷川和也	○	
出張所長	清水 勇人	○		(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小田 雅平	○	
				係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	日野原 収	○		出張所長	國上 章二		○
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

農地係長：ただ今より、平成29年度第1回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 7番田邊委員、11番尾原委員、36番横谷委員、40番三上委員、41番松島委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は37名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。32番前田委員さんと33番岩瀧委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしく申し上げます。

議長：それでは、議案第1号「会長専決事項（職員の異動）について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

（局長（本庁）：（つぎの議案説明資料にて説明 以下 略）  
別紙「職員の異動について」H29.4.1より説明

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議長：それでは、「会長専決事項について」を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員 決定されました。

（全事務局職員から自己紹介）

議長：「会長専決事項」の追加として、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について」意見を求められ、これに回答しましたので、事務局の説明を求めます。

（係長（本庁）：（つぎの議案説明資料にて説明 以下 略）  
別紙「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（平成29年3月）新旧対照表（案）」により説明

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議長：それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（案）について」を異議ない旨を回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員 決定されました。

議長：それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。それでは受付番号65番から71番の7件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : (議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議案の訂正 : 受付番号 66 号 契約内容 贈与を売買に訂正します。

議 長 : 以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 65 番から 71 番までについて一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので受付番号 65 番から 71 番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長 : 続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。  
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 29 年 3 月期の申出分については、別紙 「平成 29 年 5 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長 : 続きまして、議案送付後に農用地利用集積計画に関連する「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。  
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号26、27について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号26

位 置 等：説明資料の3ページから4ページに記載

転用事由：住宅

他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続済み

受付番号27

位 置 等：説明資料の5ページから6ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

他 法 令：認可済み

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外不要

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

議 長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

受付番号26、27の2件を一括で採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長：それでは受付番号26から27について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

受付番号69から70の2件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

議案訂正 : 受付番号 70 番 81 番 1 面積誤り 912 m<sup>2</sup>→797 m<sup>2</sup>に修正

受付番号 69

位置等 : 説明資料の 3 ページと 7 ページに記載

潰廃事由 : 平成 6 年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。

現地確認 : 笹、葛が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 70

位置等 : 説明資料の 8 ページと 9 ページに記載

潰廃事由 : 昭和 60 年頃から耕作不便なため耕作をやめ現在に至る。

現地確認 : 笹、葛が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 69 番、70 番いずれも宅地の近くの農地であるが、申請農地に隣接する宅地への影響は心配ないか。

事務局員 : 69 番については、隣接する土地の地目は宅地であるが、建物もない状態であった。70 番についても、現地の状況は、住居から離れており影響はないと判断している。

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 69 から 70 の 2 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、受付番号 69 から 70 の 2 件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長 : 続きまして、議案第 6 号「標準農作業料金の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(係長 (本庁) : (つぎの議案説明資料にて説明 以下 略)

別紙「平成 29 年度 標準農作業料金等 (案)」により説明

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので、採決に移ります。

「標準農作業料金の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

（係長：説明 以下 略）

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。  
これをもって、閉会といたします。（午後2時40分）